昭島市告示第３０４号

東京都市公平委員会共同設置規約（昭和42年４月１日規約第１号）の変更については、令和８年第３回昭島市議会定例会において、９月７日付けで議決されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の７第３項の規定により、別紙のとおり告示する。

令和　８年１１月１７日

昭島市長　臼　井　伸　介

（別　紙）

東京都市公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約

東京都市公平委員会共同設置規約（昭和42年４月１日規約第１号）の一部を次のように変更する。

別表中「東京都六市競艇事業組合」を「東京都六市ボートレース事業組合」に、「東京都四市競艇事業組合」を「東京都四市ボートレース事業組合」に改める。

附　則

この規約は、東京都知事へ届出の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。